

## 川口市空家等対策協議会の運営に関する要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、川口市空家等対策協議会条例（平成 28 年条例第 68 号。以下、「条例」という。）により設置される川口市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集通知）

第 2 条 会長は、協議会の会議の開催の日前 3 日までに、その日時、場所及び議案を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、条例第 8 条の規定に基づき設置する部会（以下、「部会」という。）について準用する。

（会議録の作成等）

第 3 条 会長又は部会長は、協議会又は部会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 議案の内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員等
- (4) 出席した関係者の氏名
- (5) 協議又は審議の経過
- (6) 決議に係る賛否の数

2 会議録には、会長又は部会長の指名する 2 人以上の委員が署名しなければならない。

3 会議録は次の事項を除いて公開する。

- (1)川口市情報公開条例（平成 12 年条例第 49 号。）第 7 条各号に規定する情報に該当する事項

(2)その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項

(傍聴手続等)

第4条 協議会又は部会の審議を公開する会議においてその傍聴に関する事項を以下のとおり定めるものとする。

- (1) 傍聴人の定員は5名とする。
- (2) 定員を超えた場合は抽選とする。
- (3) 傍聴を希望するものは会議開始予定時刻の15分前までに傍聴の受付を済ませるものとする。
- (4) 会議中、緊急に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合、又は会議場の秩序維持ができなくなった場合は、会長の判断において会議の途中より非公開とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成29年3月23日から実施する。